

一般財団法人日欧産業協力センター 政策セミナー

<共催：経済産業省・農林水産省>

EU 包装及び包装廃棄物規則（PPWR）の影響 — 欧州委員会担当者が解説する制度と実務対応のヒント

2026 年 7 月 14 日（火）16:00～18:00 東京（9:00～11:00 Brussels）

<要約>（敬称略）

基調講演：

Aurel CIOBANU-DORDEA, Director, Directorate B – Competitive Circular Economy & Clean Industrial policies, DG Environment, European Commission

（事後非公開）

プレゼンテーション：

井出 陽一郎 EY 新日本有限責任監査法人 気候変動・サステナビリティサービス(CCaSS) シニアマネージャー

PPWR（包装・包装廃棄物規則）への対応を実務に落とし込むため、日本企業が認識すべき課題と具体的な対応方法について解説させて頂く。PPWR は、2030 年までのプラスチック再生材利用率 35%などが注目されているが、実際には有害物質、包装の設計・再生材利用、表示など、多岐にわたる要求事項が段階的に導入されるため、早期から計画的に対応する必要がある。また、PPWR は容器包装を製造する企業だけを対象とするものではなく、欧州に製品を輸出する企業であれば業種を問わず関係する可能性がある点を強調したい。特に日本企業では、サプライヤー、製造者、輸入者、流通者など複数の経済事業者が関係するため、誰がどの義務を負うのかを明確にすることが重要となる。

実務対応の第一歩として、自社や欧州拠点がどの経済事業者に該当するのか、どの製品・包装が規制対象となるのか、いつ市場投入されたのかを確認する「インパクトアセスメント」が必要となる。その上で、2026 年 8 月 12 日までの対応として、①有害物質の確認、②技術文書（TD）および適合宣言書（DOC）の作成、③現物と関連文書を紐付ける識別情報の表示、の 3 点が特に重要である。技術文書の作成にはサプライヤーからの情報収集が不可欠であり、有害物質についてはリスクベースで対象を絞り、必要な分析データや証拠を確保することが求められる。また、2028 年からのラベル表示義務と、2026 年から必要となる現物と文書の紐付け表示を混同しないことも重要である。法令の要求事項を正しく理解するとともに、サプライチェーンの実態を踏まえて現実的な対応策を検討し、段階的にコンプライアンス体制を整備することが必要である。

藤井 崇 TOPPAN 株式会社 生活・産業 BU 製造・技術統括本部 SX パッケージ開発本部 CE 推進部 主席研究員



Co-funded by the European Union and the Ministry of Economy, Trade and Industry (METI). Views and opinions expressed are however those of the author(s) only and do not necessarily reflect those of the European Union, the METI or the European Innovation Council and SMEs Executive Agency (EISMEA). Neither the European Union nor METI, nor the granting authority can be held responsible for them.

凸版株式会社の PPWR への対応について、2026 年 8 月 12 日から適用される直近の義務と、2030 年以降を見据えた中長期的な対応策を紹介させて頂く。PPWR は、EU におけるサーキュラーエコノミー政策やプラスチック戦略などの流れを受けて導入されたもので、日本でもプラスチック資源循環促進法や資源有効利用促進法の改正など、同様に資源循環を強化する政策が進められている。凸版では、8 月 12 日からの対応として、製造事業者に求められる適合宣言書・技術文書の作成・保管、包装および製品への識別情報の表示、有害物質規制への対応を進めている。重金属や食品接触用途における PFAS について、包材サプライヤーからの情報収集や自己宣言書の取得も重要となる。

さらに 2030 年以降は、リサイクル可能な包装の設計要件やプラスチック包装への再生材最低含有率が重要となり、基準を満たさない包装は EU 市場への投入が制限される可能性がある。凸版はこれに対応するため、脱アルミ化、モノマテリアル化、再生材利用を軸としたパッケージ開発を推進している。具体的には、透明蒸着バリアフィルム「GL バリア」、メカニカルリサイクル PET、紙製パウチ・一次容器、ポリプロピレンやポリエチレンによるモノマテリアルバリア包装などを展開している。また、ISCC PLUS 認証を活用したケミカルリサイクル材のマスバランス方式による提供にも取り組んでいる。今後も PPWR の細則や欧州規格の動向を踏まえ、欧州市場への輸出を検討する日本企業に向けた環境配慮型パッケージソリューションを拡充していく方針である。

Q&A/ディスカッション セッションではモデレーターの日欧産業協力センター日本側専務理事、田辺靖雄が以下の質問を取り上げた。

- （井出様、藤井様へ）PPWR は日本の法体系と比べると、例えば方向性は同じでもやり方が違うとか、程度が厳しいなど、どのようにご覧になっているか。また、PPWR と比して日本の法体系やレギュレーションはどうあるべきか、あるいは EU とどの様に連携したら良いかなど、提案や要望があれば伺いたい。

以上